

## 議案第63号

### 守口市コミュニティセンターの指定管理者の指定について

守口市コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

#### 記

#### 指定管理者に管理させようとする施設

守口市コミュニティセンター

#### 指定管理者に指定しようとする団体

東部エリア 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号  
株式会社 ケイミックスパブリックビジネス

中部エリア S h o P r o ・ H C Mグループ  
（代表団体）東京都千代田区神田神保町2-30 昭和ビル  
株式会社 小学館集英社プロダクション

南部エリア 東京都目黒区下目黒1丁目1番11号  
目黒東洋ビル4階  
アクティオ株式会社

指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで5年間